



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニ ケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 28 日付「特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」において公表いたしましたとおり、東京証券取引所より当社の内部管理体制について改善の必要性が高いと認められたために、平成 27 年 1 月 29 日付で「特設注意市場銘柄」に指定されております。

当社は、この事態を深く反省し、平成 26 年 12 月 19 日付「第三者調査委員会からの追加報告書の受領および再発防止策に関するお知らせ」にて公表いたしました、第三者調査委員会の調査結果を踏まえた再発防止策を全社一丸となって取り組んでおります。現時点での再発防止策の進捗状況を下記の通りご報告いたします。

記

1. 進捗状況

(1) コーポレートガバナンスの見直し

① 取締役会の機能強化

従来、取締役会付議基準が不明確であったことから、取締役会に上程されるべき取引が取締役に付議されず、取締役会において他の役員からの的確な問題点の指摘がなされる機会がないため、各取引について十分な議論がなされることがないまま承認されているという事象が発生しておりました。こちらについては、平成 27 年 2 月 5 日の取締役会決議にて取締役会規程を、取締役会に上程すべき取引金額に関し、取引毎に個別に項目立てを行い、取引毎の性質に応じて取締役会に付議すべきか否かの取引金額を定める改定を行いました。上記の改定にあわせて取締役会への付議を要する取引金額をより厳格にする目的で、付議基準金額の見直しを実施しております。加えて、決裁手続内において平成 27 年 1 月 1 日付の組織変更により新設した法務・内部統制部門により決裁権限基準上、取締役会付議基準に該当する案件が、その他の決裁権限にて手続されていないことを確認することで、議案の上程漏れを防止してまいります。

また、取締役会上程議案についても、従来、議題に関する事前の資料送付が取締役会の当日ないし直前になされ、十分な議論がなされることがないまま承認されているという事象が発生しておりました。今後は、議題に関する資料を十分に検討できるよう事前に総務課より送付することを徹底します。これらにより、取締役の議題に対する理解を深め、十分な審議がなされる体制を構築します。

② 経営管理部門の強化（CFOの招聘と経理財務部門の人員強化）

当社は、これまで営業成績に重きを置く代表取締役の経営方針の下にあって、経営管理部門による業務執行に対する監視監督機能が十分に機能しておりませんでした。また、会計処理に関する資格保持者や豊富な実務経験者が少なく、一部の担当者に業務が集中しているなど、適切なチェックを行う体制が十分ではありませんでした。そこで、これを解決するために、平成27年2月5日付「最高財務責任者（CFO）の就任に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、財務・会計に精通し十分な経歴を持つ人材を、最高財務責任者（CFO）として招聘いたしました。

また、それと同時に、経理財務部門においても、平成27年2月1日付で金融機関および上場企業に在籍していた経理に関する豊富な実務経験を有する者を幹部職員として採用いたしました。これに加え、今後も経理財務部門における人員を増員し、複数名での各重要案件のチェックを行うことができる体制作りを早急に行ってまいります。

③ 社外取締役の増員

業務執行取締役に対する牽制機能が十分に働いていなかったと考えられることから、平成27年2月23日付「取締役および監査役候補者の選任に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、会社法に定める社外取締役であり、かつ、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たす社外取締役を従来の1名から3名に増員いたしました。これにより、業務執行取締役に対する牽制機能を強化いたします。また、従来、社外取締役の取締役会への出席が十分になされておりませんでした。今後は毎回全社外取締役が出席することを原則とし、取締役全員で活発な議論を行い、監視・監督機能の拡充を図り、牽制機能を強化してまいります。

④ 社外監査役による監視・監督機能の強化

当社は、当社の事業に十分対応できる知識を持つ公認会計士、弁護士の資格を有する者を新たに社外監査役として招聘いたしました。当社は、取締役の業務執行について、会計処理に疑義が生じた場合は、速やかに公認会計士資格を有する社外監査役に照会をした上で、会計上の観点から検証いたします。

また、取締役の業務執行について法令・社内規程違反の疑いが生じた場合においても、速やかに弁護士資格を有する社外監査役に照会をすることで、法的な観点から検証いたします。

また、内部監査、監査役監査および会計監査人監査等、各監査の実施にあたっては連携を密にし、情報の共有化により監査の有効性と効率性を両立させます。具体的には、

内部監査室より内部監査結果について監査役会へ毎月1回報告を行う他、3か月に1回程度を目途に、監査役会、会計監査人、内部監査室の三者にて会議を設け、会計処理、業務監査（与信管理等を含む）について、情報共有を行って協議を行い、密なコミュニケーションを図ることで適切な体制を構築してまいります。

⑤ 経営監視委員会の設置

平成27年2月5日付「「経営監視委員会」の発足に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、今後の当社の企業風土と経営管理体制のあり方を抜本的に見直す目的で、外部有識者3名の構成により、当社取締役会の諮問機関として「経営監視委員会」を設置いたしました。

経営監視委員会の機能としては、今後の当社の経営全般について、全面的に指導、助言、監視、監督等を行うものとし、取締役会はこれを尊重いたします。経営監視委員会においては、主に以下の業務を委嘱しております。

- ・ 経営体制の整備に係る諮問（組織体制の再構築、取締役会の強化等）
- ・ 再発防止策の実施状況に関する諮問
- ・ コンプライアンス体制の再構築に関する諮問

さらに、経営監視委員が取締役会に参加することにより、議題に関する審議を活性化させ監督機能を強化いたします。また、経営監視委員会を、月1～2回の定例、および必要に応じて随時開催し、当社の経営全般について全面的に指導、助言、監視、監督等を行っております。

⑥ 内部監査室の充実

当社は、社長直轄の内部監査室の人員について、これまで他部門との間で兼任状態となっており、独立性および十分な監査時間を確保できておりませんでした。平成27年1月1日付の組織変更にて、社長直轄の内部監査室は他部門との兼任状態を解消し、公認会計士の資格を有する従業員を専任担当者として配置いたしました。さらに、4月より内部監査経験者である公認会計士を内部監査室の専任の担当者として1名増員しております。

本事業年度、内部監査室では従来の監査手続および監査報告書の内容を見直しました。今後は業務活動全般に関し、法規制や社内ルールの遵守状況等について定期的に監査を実施し、社長への月1回以上の報告を行うとともに、各部署に対し、速やかに内部監査の指摘事項および改善提案の報告を実施してまいります。また、指摘事項に対するフォローアップも実施していく予定です。

⑦ 法務・内部統制部門の設立

当社では、これまで経営管理本部に属する法務担当者が、他に複数部門の役職を兼任しておりました。平成27年1月1日付の組織変更により、経営管理本部から独立した法務・内部統制部門を新設し、法務担当者が複数部門の役職を兼任する状態を解消しました。

法務・内部統制部門において、決裁手続にかかる各種社内規程の見直しを図るとともに、事後的に会計処理の訂正が必要となる取引を二度と繰り返さないよう、再発防止策が当社の取締役会で決議された後、適切に実行されているかを随時チェックしております。また、与信管理手続、契約締結手続の前提となる決裁手続、押印手続といった各手続において必ず法務・内部統制部門の承認を経ることで、各手続が適切に実行されているかを随時チェックしております。

(2) 売上を過度に重視する経営方針の見直し

当社は、これまで売上を過度に重視する経営方針であったことが、今回の事象を誘引した一要因となっていると考えられることから、今後は売上だけでなく、利益額・利益率・キャッシュフローの観点などを経営方針の指標に据え、企業の継続的・安定的発展に配慮した経営方針に転換いたします。

また、予算策定は、目標値として高く設定するのではなく、達成可能性が高いものを作成するものとしたします。従来は、各事業部が算出した予算数値について、代表取締役の指示のもと予算管理部門が目標値を引き上げる方法により予算が策定されておりましたが、今年度より事業部提出の予算について、案件やサービス毎に精査した上で、事業部予算の数値に一定のストレスをかけること等により、達成可能性を十分に勘案して作成するよう、予算策定のプロセスを変更しております。また今後も適切に予算作成が実施されるよう、上記作成プロセスをガイダンスとして定めます。

加えて、従来、議長を社長とし、予算進捗の確認および予算達成を強く促す場となっておりました経営会議について、会議体のあり方を以下の通り見直しました。

①原則として、参加者を本部長・部長までに限定することで、参加者が忌憚ない意見を述べられる会議とするよう変更しました。

②売上進捗を確認する会議のあり方から、進捗管理に加えて課題検討の会議へ変更しました。

このような合議制により個人が過度な売上達成のプレッシャーを受けないような体制となります。各事業部の個別進捗を共有するため、重要議案が漏れる事態を防ぎます。また、内部監査室および監査役も同席し、課題の吸い上げ、および監査上の指摘事項の共有を実施することで問題が起こる前に会社として事前の対応ができるような会議としております。内部監査室や監査役等の指摘事項を共有することにより、取引について疑念や懸念がある場合にも当該事項が共有され、不透明な案件について取引の全体像等取引の適切性を他の事業部長にも共有し、必要に応じて取引自体の要否についても全社的な観点で打ち合わせを実施いたします。

(3) 法令遵守体制の強化

① 決裁手続に関する社内規程の運用改善

当社では、与信管理について、与信を認めることが困難な会社との取引について、一部の取締役の判断により決裁されている場合があります。今後は、このように恣意的な決裁を防止するべく、新たに決裁手続を整備いたします。

具体的には、従来、経理部門にて与信管理を実施しておりましたが、平成27年1月1日付の組織変更により、当該業務を専門とする与信管理課を法務・内部統制部門内に新設し、当該業務を移管いたしました。

同課にて、事業部からの取引承認申請について、登記簿のほか、調査会社の信用調査データに基づいた与信審査を実施し、与信限度額を算出いたします。さらに、経営管理部および財務経理本部の部長等で構成されるプロジェクト審査部を設置し、本手続の承認プロセスの一環としてプロジェクト審査を実施することで案件審査体制を強化します。当該機関は各事業部における取引のビジネスモデル・事業採算性・財務リスク等を審議し与信限度額の妥当性を検討いたします。

上記の法務・内部統制部門、プロジェクト審査部に加え、経理課長、財務経理部長（支払・回収方法等の取引条件に関する確認および承認）の承認を経て、判定した与信限度額と取引申請額の妥当性を考慮した取引の可否判断について決裁権限者である最高財務責任者が最終判断を行います。その後、最終承認を得た案件について営業部門にフィードバックを実施し、営業部門は当該最終承認結果に基づいて取引を開始します。

また、取引相手方が反社会的勢力に該当するかのチェックについては、従来上記の取引承認申請の申請情報をもとに、新規取引先の会社名や代表者名を、反社会的勢力を想定させるキーワードによる記事検索を実施しておりましたが、3月より当該想定キーワード数を大幅に増加させたことに加え、反社会的勢力の観点を重視したチェックシートを用いて、風評チェックのほか、法人事業体の実在性の確認、取引理由の適正性の確認等を実施しております。

また、上記の調査を経てもなお、取引相手方が反社会的勢力に該当するか否か明確ではない場合には、当社の顧問弁護士に相談のうえ、警察に対して属性照会手続を依頼します。加えて、2月よりリスク管理コンサルタント会社との顧問契約を締結いたしました。同社が独自に保有する反社会的勢力の属性に関する情報の提供を受け、取引実施や契約解除についての可否判断材料として活用することで、反社会的勢力との関係遮断をより確度の高いものとして実行してまいります。

以上のフローを踏まえた、与信管理規程やマニュアル等の新設・改訂を進めてまいります。

また、当社において、社内規程に基づく決裁手続を遵守しない取引が行われた結果、事後的に会計処理の訂正が必要となる取引が発生することとなったと考えられます。

従来、社長等の承認のみで契約締結、押印手続がなされるといった事象が生じておりましたが、契約締結手続の前提となる決裁手続については、必ず法務・内部統制部門、ならびに経理財務部、プロジェクト審査部の各承認を経て個別取引毎の決裁権限者（決裁権限基準に定める決裁権限者、すなわち部長・本部長・最高財務責任者・代表取締役等）による決裁を行うようなプロセスを構築いたします。

加えて、押印手続きについても、必ず法務・内部統制部門が最終的に各取引の契約書を再度チェックした上で、押印がなされる運用とすべく、規程の整備・運用改善を実施

いたします。具体的には、決裁権限基準に則った決裁手続および契約審査申請を適切に経ているかを確認するため、契約書毎の決裁番号およびその内容を法務・内部統制部門で確認いたします。なお、押印に際しては契約書上の当事者と印章が一致していることを、押印後に法務・内部統制部門の複数名にて確認し、その後関連部署に押印済み契約書を引き渡す体制を構築いたします。

従来、営業担当者および経理担当者の契約内容に関する理解が十分でなかったため、今後は営業・経理の両部門において、契約内容を十分に理解し、引渡などの売上計上要件を適切に判断した上で、必要な証憑を全て入手・確認した後に会計処理がなされるよう、業務プロセスおよび決算手続処理基準、付随する規程類を変更いたします。

② 内部通報制度の整備

当社は、従来、内部通報制度が周知されておりましたが、会計処理に訂正を要する取引の発生を防ぐこと等を目的として、顧問弁護士を含む法務・内部統制部門へのホットラインを設置し、匿名による通報も可能といたします。なお、ホットラインに通報があった場合、通報者に不利益が生じないように十分配慮する仕組みを構築します。内部通報制度の存在を社内に周知し、適時に利用できる環境を整えてまいります。

③ 全役員・全従業員に対する不正防止教育の徹底

当社は、従来、コンプライアンス教育が十分に行なわれておらず、取締役をはじめ従業員にいたるまでコンプライアンスに対する認識が十分でありませんでした。これまで当社の社内研修は、当社のビジネスモデルや業界情報などに関する情報提供が主たる内容でしたが、今後は、当該研修とは別に新たにコンプライアンスに関する研修を、当面の間は全社員を対象に少なくとも月1回の頻度にて開催いたします。その後は3ヶ月に一度を目処に継続的に研修を実施する予定です。加えて、会計・法務・反社面から各有識者の講師を招き、当該内容に関する社内セミナーを取締役および幹部職以上に受講させる予定です。

(4) 電源開発事業部の見直し

当社は、会計処理の訂正が必要となった取引が多く行われた電源開発事業部における今後の事業の取組みについて、経営監視委員会の指導のもと、その事業モデル等の検証を行い、業務遂行が適正に行われるよう業務改善をしてまいります。

具体的には、新規の電源開発事業は当面の間は停止し、ビジネスモデルおよび内部管理体制の見直しを行います。転売目的の太陽光発電所の売買ビジネスは今回会計処理の訂正を要する取引の中心となったことから今後は実施せず、自主電源を保有するための発電所の開発のみに注力する方針といたします。

(5) IR制度の改善

当社は、これまで開示に関する意識が希薄であり、また開示内容は全て社長に最終判

断を委ねる仕組みとなっており、リリース内容を客観的に審議する会議体等が存在しておりませんでした。

これに対し、平成 27 年 1 月 1 日の組織変更で、「コーポレートコミュニケーション室」を新設し、IR に対する経験豊富な人材を選任者として室長に配置しました。これにより、リリースについて、各関係部門から直接社長に判断を委ねるのではなく、コーポレートコミュニケーション室で情報を一元管理し、そこから各関係部門長によるリリース内容の審議を経た上で、開示に至るというプロセスに見直すことといたしました。また、発生事実に関する開示につきましても、関連部門長、コーポレートコミュニケーション室による適切な審議を経て、最高財務責任者（CFO）の承認を得た上で、速やかに開示する体制といたします。適時開示に該当しないと一義的に考えられる PR 情報（ニュースリリース）についても、上記と同様のプロセスを経て適時適切に公表される体制を構築いたします。

2. 改善実施スケジュール
別紙をご参照ください。

以 上

再発防止策の実施スケジュール

凡例	●	:実績
	○	:計画
	→	:検討
	→	:継続実施

再発防止策		スケジュール													
項目	細目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
(1) コーポレートガバナンスの見直し															
① 取締役会の機能強化															
	付議基準の厳格化		●												
	取締役会資料の事前送付	●													→
② 経営管理部門の強化															
	CFO の招聘		●												
	経理財務部門の人員強化		●												→
③ 社外取締役の増員															
	選任			●											
	取締役会への参加			●											→
④ 社外監査役による監視・監督機能の強化															
	選任			●											
	監査連絡会(会計監査人・内部監査室)の開催				●	○			○			○			
⑤ 経営監視委員会の設置															
	選任		●												
	取締役会への参加		●												→
	開催		●												→
⑥ 内部監査室の充実															
	兼任の解除	●													
	人員増員							●							→
	内部監査結果に基づく改善提案とフォローアップの実施							●							→
	代表取締役への報告	●	●	●	●										→
⑦ 法務・内部統制部門の設立															
	設置	●													
	規程改訂への取り組み								○						
	再発防止策の実施状況の確認								→						→
(2) 売上を過度に重視する経営方針の見直し															
	目標管理指標の変更							●							
	予算策定方法の変更	●													
	予算策定ガイドラインの作成								○						
	経営会議の見直し	●													→
(3) 適切な決裁手続の構築、法令遵守体制の強化															
① 決裁手続に関する社内規程の運用改善															
	与信管理課の設置	●													
	与信審査方法の見直し								○						
	審査体制の強化(諮問機関の設置)				●										→
	反社会的勢力排除体制の強化		●												→
	契約締結手続の見直し							●							→
	決算手続処理基準等、付随規程の見直し								○						
② 内部通報制度の整備															
	制度構築								○						
	制度運用、社内周知徹底								○						→
③ 全役員・全従業員に対する不正防止教育の徹底															
	研修の実施				●										→
(4) 電源開発事業部の見直し															
	ビジネスモデルの見直し	●													
	新規の電源開発事業の停止	●													
	内部管理体制の見直し								○						→
(5) IR 制度の改善															
	コーポレートコミュニケーション室の新設	●													
	開示体制の整備							●							→